

陳情第 8 5 号	受理年月日	令和 4 年 3 月 1 8 日
付託委員会	保 健 福 祉 委 員 会	
件 名	山口県岩国児童相談所の不作為による要保護児童の自殺に関する意見書の提出について	
要 旨	<p>平成 26 年 11 月 12 日に、山口県岩国市において、要保護児童であった娘の原田寛世が自殺した。</p> <p>娘は、小学 2 年生の頃より母親と祖父母から、姉妹への対応の差による児童虐待を受け、姉妹の関係も悪くなり、亡くなる何年も前から、姉妹間、母親とも話をしない状況だった。岩国市から出たいと願い、平成 26 年に 2 回家出した際、父である私が保護した。</p> <p>A D H D と診断され、児童虐待による鬱状態であったが、岩国児童相談所は、母親との関係改善の指導等を行わず、娘が、帰りたくない何年も意思表示し、自殺願望があることも知っていたが、岩国市の自宅に帰した。児童養護施設も生活指導のみの対応で、母親との関係改善の指導は一切行われなかった。それぞれの機関が対応を怠ったことで、最悪の事態である自殺という結果となった。</p> <p>については、下記のとおり、山口県の関係機関に意見書を提出していただきたい。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 岩国児童相談所の要保護児童の自死について、山口県において第三者委員会を開催すること。 2 第三者委員会において、自殺に至った経緯及び背景等を明らかにし、原因の究明と各行政機関の対応を検証し、全て公開すること。 3 再発防止の対策を公開すること。 4 国家賠償請求訴訟の内容を認め、原田寛世に公式に謝罪すること。 	